

# 第6次山形県教育振興計画(後期計画)

令和2年3月  
山形県教育委員会



## はじめに

山形県教育委員会は、平成 27 年 5 月に、第 6 次山形県教育振興計画を策定し、平成 27 年度から概ね 10 年間を通して目指す本県教育の姿を示すとともに、平成 31 年度までの前期 5 年間に総合的かつ計画的に取り組む主要な施策の方向性と具体的な取組み等を示しました。

計画では、「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」を基本目標に掲げ、目指す人間像を「『いのち』をつなぐ人」「学び続ける人」「地域とつながる人」として示し、市町村教育委員会はもとより関係団体等との連携を深めながら、学校・家庭・地域が一体となって各般の施策に取り組んでまいりました。

この間、人口減少、少子高齢化の進行、急速な社会・経済のグローバル化と技術革新の進展等、社会が大きく変化する中であって、教育をめぐる課題は、一層多様化・複雑化しています。こうした教育を取り巻く環境の変化と国の教育改革の動向を踏まえつつ、これまでの取組みの成果と課題等を明らかにし、今後 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度）の取組みを総合的・計画的に推進するため、第 6 次山形県教育振興計画（後期計画）を策定いたします。

後期計画では、基本目標を引き継ぐとともに、新たな課題や動向にも迅速かつ的確に対応するため、目指す人間像を「『いのち』をつなぐ人」「学びを生かす人」「地域をつくる人」とし、他者を尊重し自己を大切に思う自尊感情の更なる育成や主体的・協働的な学びによる確かな学力の育成、地域課題を発見・解決する力の育成等に重点的に取り組んでいくこととしております。

県教育委員会としましては、関係諸機関との連携・協働を進めるとともに、県民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、後期計画に掲げた施策を着実に推進し、「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

結びに、後期計画の策定にあたり、多大なご協力と貴重なご意見を賜りました「第 6 次山形県教育振興計画（後期計画）検討委員会」の委員の皆様、関係各位、県民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

山形県教育委員会教育長 菅間 裕晃

## 第6次山形県教育振興計画(後期計画)

### 目次

序章	第6次山形県教育振興計画の見直しについて	1
1	第6次山形県教育振興計画について	
(1)	見直しの趣旨	
(2)	計画の性格	
(3)	計画の構成	
(4)	計画の進行管理	
2	6教振前期の取組みについて	
(1)	基本目標と目指す人間像	
(2)	主要な取組みと成果・課題	
第1章	昨今の教育を取り巻く状況	8
1	社会の状況の変化	
2	国の教育施策の動向	
3	これからの社会においてより必要となる力	
第2章	6教振(後期計画)について	10
1	6教振(後期計画)の基本目標と目指す人間像	
(1)	基本目標	
(2)	目指す人間像	
2	6教振(後期計画)の概要	
第3章	今後5年間に取り組む施策	
基本方針Ⅰ	「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進する	15
主要施策 1	「いのちの教育」の推進	
主要施策 2	思いやりの心と規範意識の育成	
主要施策 3	生命の継承の大切さに関する教育の推進	
基本方針Ⅱ	豊かな心と健やかな体を育成する	22
主要施策 4	教育の原点である家庭教育、幼児教育の推進	
主要施策 5	豊かな心の育成	
主要施策 6	健やかな体の育成	

<b>基本方針Ⅲ</b>	<b>社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する</b> . . . . .	<b>28</b>
主要施策	7 主体的・協働的な学びによる確かな学力の育成と 個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備	
<b>基本方針Ⅳ</b>	<b>変化に対応し、社会で自立できる力を育成する</b> . . . . .	<b>33</b>
主要施策	8 グローバル化等に対応する実践的な力の育成	
主要施策	9 ICTを活用した情報活用能力の育成	
主要施策	10 自己実現を図るための勤労観・職業観の育成	
<b>基本方針Ⅴ</b>	<b>特別なニーズに対応した教育を推進する</b> . . . . .	<b>43</b>
主要施策	11 特別支援教育の充実	
<b>基本方針Ⅵ</b>	<b>魅力にあふれ、安心・元気な学校づくりを推進する</b> . . . . .	<b>46</b>
主要施策	12 子どもの学習意欲を喚起する環境づくりの推進	
主要施策	13 時代の進展に対応した学校づくりの推進	
主要施策	14 私立学校の振興	
<b>基本方針Ⅶ</b>	<b>郷土に誇りを持ち、地域社会の担い手となる心を育成する</b> . . . . .	<b>53</b>
主要施策	15 郷土愛を育み、地域と協働する教育の推進	
主要施策	16 山形の宝の保存活用・継承	
<b>基本方針Ⅷ</b>	<b>活力あるコミュニティ形成に向け、地域の教育力を高める</b> . . . . .	<b>57</b>
主要施策	17 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	
主要施策	18 青少年の地域力の育成・地域活動の促進	
主要施策	19 地域の教育力を高める生涯学習環境の充実	
<b>基本方針Ⅸ</b>	<b>地域に活力を与える文化とスポーツを推進する</b> . . . . .	<b>64</b>
主要施策	20 県民に喜びと心の安らぎを与える文化の推進	
主要施策	21 県民に元気と感動を与えるスポーツの推進	
	<b>第6次山形県教育振興計画（後期計画）主な重要業績評価指標</b> . . . . .	<b>71</b>
	<b>参考資料</b> . . . . .	<b>73</b>

## 序章 第6次山形県教育振興計画の見直しについて

### 1 第6次山形県教育振興計画について

#### (1) 見直しの趣旨

- 平成27年5月に策定した第6次山形県教育振興計画（以下「6教振」という。）は、概ね10年間を通して目指す本県教育の姿を示すものとして策定され、その「目指す本県教育の姿」を踏まえ、5年間（平成27年度から平成31年度まで）に総合的かつ計画的に取り組む主要な施策の方向性と具体的な取組みを示しています。
- この間、我が国は、人口減少の一層の加速、少子高齢化の進行、グローバル化の進展、技術革新の急速な発展などにより、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎えようとしています。このような社会状況にあって、国では、平成29年に小・中学校、特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部の学習指導要領及び幼稚園教育要領の改訂、平成30年に高等学校、特別支援学校の高等部の学習指導要領の改訂がなされるとともに、第3期教育振興基本計画が策定され、これからの社会の変化を見据えた教育の方向性を示しました。
- これからの社会においては、変化に適応するのみならず、自らが自立して主体的に社会に関わり、新たな価値を創造し、よりよい人生や社会を創ることができる人を育成する必要があります。そのためには、予測不能な状況の中で問題の核心を把握し、自ら問いを立ててその解決を目指し、多様な人々と協働しながら、様々な資源を組み合わせることで解決に導いていく力が重要となります。
- こうした中、郷土山形に目を向けると、四季折々に変化する豊かな自然、古くから受け継がれ大切にされてきた伝統文化や文化財、地域に誇りを持ち、主体的に地域と関わり活力を生みだしてきた地域人材、一人ひとりの児童生徒を理解することに重きを置き、主体的・協働的な学びの実現に向けてきめ細かな指導・支援を続けてきた学校教育の風土等、人の成長に大きく寄与する地域資源に恵まれ、教育分野における熱心な取組みが行われてきました。社会の大きな変革期を迎えようとしている現在、豊かな自然、文化、人と関わる学び、一人ひとりを大切に育む教育の風土等、山形ならではの教育資源と関わりの中で、地域や社会に自分をどのように位置づけるか、地域や社会をどう描くかを考え、主体的に自らの人生を切り拓く人を育むことが大切と考えます。
- 本県の子ども、県民一人ひとりの更なる成長を実現するために、この後期計画では、基本目標として引き続き「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」を掲げ、目指す人間像を「『いのち』をつなぐ人」「学びを生かす人」「地域をつくる人」とし

て、実現に向けて、9の基本方針とそれに基づいた21の主要施策を体系化し、取組みを行います。

- 本計画では、将来にわたり持続可能な社会の実現に向けて、「持続可能な開発目標（SDGs）」<sup>1</sup>の視点を踏まえた取組みを行います。

## （2） 計画の性格

- 教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「地方公共団体の長が策定する教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」「第4次山形県総合発展計画」及び「実施計画」との整合を図ります。

## （3） 計画の構成

- この計画は、今後5年間（令和2年度から令和6年度まで）を通して目指す本県教育の姿、総合的かつ計画的に取り組む主要な施策の方向性と具体的な取組みを示します。
- 主要な施策ごとに取組みを評価するための業績評価指標を設定します。

## （4） 計画の進行管理

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年度、「教育に関する事務の管理及び執行状況」の点検及び評価を行い、評価の結果を公表します。
- 点検及び評価の結果を次年度以降の取組みに反映させるとともに、場合によっては、計画内容の見直しを含め、柔軟に対応します。

---

<sup>1</sup> SDGs: 2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

（外務省ホームページ）

## 2 6教振前期の取組みについて

### (1) 基本目標と目指す人間像

本県では、第4次山形県教育振興計画（以下「4教振」という。）においては、「感性教育」を、第5次山形県教育振興計画（以下「5教振」という。）においては、「いのちの教育」をテーマに取り組んできました。この4教振と5教振の期間、本県では、「感性」「いのち」を中核に、人間形成の基盤や基本的な生き方を大切にした教育を行ってきました。6教振策定時の本県を取り巻く環境は、少子高齢化を伴う人口減少、地域コミュニティ機能の弱体化、ICTの進歩と社会や経済のグローバル化の進展、環境問題の高まり等、急激にかつ大きく変化してきました。一方で、いじめや体罰など「いのち」をめぐる問題が社会問題化し、人々の規範意識の低下や児童生徒の学力・体力の低下等の課題が指摘されました。また、地域の伝統文化・民俗芸能などの喪失への影響も懸念されました。このような状況だからこそ、人間性の基盤となる「感性」や基本的な生き方を希求してきた「いのち」の理念を備え、確かな学力、他を思いやる心、そして健康でたくましい体のいわゆる知徳体がバランスよく調和するとともに、それらを活かして、自立した一人の人間として社会の発展に貢献する総合的な力としての「人間力」を育むことと、更に、地域の発展に貢献する人材、すなわち地域の未来を切り拓いていく人材を育成していくことを目指し、本県教育の基本目標を以下のとおりとしました。

#### 【基本目標】

### 「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」

また、基本目標の実現に向け、『人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人』を具現化した「目指す人間像」を以下のとおり掲げ、育成のために取り組んできました。

#### 【目指す人間像（前期）】

##### 「いのち」をつなぐ人

自分の存在や生き方を大切にし、同時に他者の生命や生き方を尊重する人。先人から自分へと受け継がれてきた生命の縦糸を次の世代につないでいく人。

##### 学び続ける人

学び続けることを通して、知徳体を磨き、自ら考え、主体的に判断する力と、変化や困難に直面しても柔軟かつ的確に対応できる、しなやかに生きぬく人。

##### 地域とつながる人

地域コミュニティの一員として、地域に積極的に参画し続け、地域の未来を切り拓いていく人。郷土を愛し、様々な形で地域とつながり続ける人。

##### 広い視野と高い志を持って（3つの目指す人間像の全体を貫く基本姿勢）

夢や希望を持って、その実現に向け行動し続ける姿勢。地域の窓から世界を見る<sup>2</sup>など広い視野で物事を考え、より高い価値の創造に挑戦し続ける人。

<sup>2</sup> 星寛治「耕す教育」の時代―大地と心を耕す人びと―2006.10 真壁仁の言葉



## (2) 主要な取組みと成果・課題

### 基本方針Ⅰ 「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進する

#### 主要施策1 「いのちの教育」の推進

「いのちの教育」の実践を事例集にまとめ、活用を促すなど、「いのちの教育」の更なる充実を図ってきました。「いのちの教育」を行うためのプログラムや実践事例集を活用した取組み等により児童生徒の自尊感情の高まりが見られました。今後も、児童生徒の自尊感情の育成が必要です。

#### 主要施策2 思いやりの心と規範意識の育成

「山形県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止、積極的な認知及び組織的な対応を推進してきました。「山形県人権教育推進方針」（平成28年3月策定）の普及と活用を図り、児童生徒の人権を尊重する意識や態度を育成してきました。いじめや不登校、問題行動の予防、早期発見、適切な対応を図るため、スクールカウンセラーや教育相談員、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを学校に配置・派遣しました。現在も「チーム学校」体制の強化による早期発見と組織的対応が行われています。一方、不登校児童生徒の出現率は、増加傾向にあります。児童生徒間のSNS上のコミュニケーションが急速に浸透し、大人の目の届かない状況でのトラブルも懸念されます。今後も、いじめ・不登校の未然防止や早期発見に向けた取組みが必要です。

#### 主要施策3 生命の継承の大切さに関する教育の推進

生命を次代につなぐ意識啓発事業において、県独自の高等学校家庭科指導事例集を作成し、学校での活用を推進することにより、生命の継承の大切さについて伝えてきました。また、児童生徒が生命や性等に関する正しい理解を深めるために、学校へ専門医の派遣を行ってきました。今後も、児童生徒に将来の展望を考えさせる実践を推進する必要があります。

### 基本方針Ⅱ 豊かな心と健やかな体を育成する

#### 主要施策4 教育の原点である家庭教育、幼児教育の推進

家庭教育に関しては、保護者への学習機会や親子一緒に体験活動機会を提供してきました。また、平成30年3月に「子どもの生活習慣に関する指針」を策定し、周知・普及を行ってきました。引き続き、家庭教育の充実を図るため、保護者の学習機会を創出する必要があります。

幼児教育に関しては、各小学校区において、小学校・幼稚園・保育所等の合同での研修を実施し、幼保小の連携を深めてきました。今後は、改定された幼稚園教育要領に基づき幼保小の連携を強化し、幼児教育を推進する必要があります。

#### 主要施策5 豊かな心の育成

「第3次山形県子ども読書活動推進計画」を策定し、学校・家庭・地域が連携した読書活動の推進や読み聞かせに関わる方への研修等に取り組んできました。また、学校における文化芸術活動への補助等により、児童生徒が優れた文化芸術に触れる機会を創出

しました。今後は、親子が読書に親しむ機会の一層の充実や、探究型学習等における学校図書館の効果的な活用を推進する必要があります。

#### 主要施策6 健やかな体の育成

児童生徒の健康課題の改善に向けた各学校での研修に対して、専門医を派遣するとともに、体育・保健体育授業の充実を図るため、外部指導者を小・中学校に派遣しました。「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年12月策定）を踏まえた部活動の徹底とともに、少子化に伴う部員数や部活動数の減少に対応した部活動のあり方についても検討する必要があります。また、新たな学習指導要領に基づき、学校の教育活動全体を通じて、健康教育及び食育を推進する必要があります。

### 基本方針Ⅲ 社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する

#### 主要施策7 個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備と確かな学力の育成

小・中学校においては、主体的・協働的な学びである探究型学習を推進しました。また、県内初の併設型中高一貫教育校である東桜学館中学校・高等学を開校するとともに、県立高等学校6校に探究科・普通科探究コースを設置しました。今後も、探究型学習等を通して、予測困難な社会を生きぬく力を育成していくことが必要です。

### 基本方針Ⅳ 変化に対応し、社会で自立できる力を育成する

#### 主要施策8 変化に対応する実践的な力の育成

鶴岡市をモデル地区として小・中・高等学校における実践研究に取り組み、グローバル化に対応した英語教育の充実を図ってきました。県立学校及び市町村立小学校へのタブレット端末等の整備を進めるとともに、教育センターにおける研修を通して、教員のICT活用指導力の向上を図りました。今後も、児童生徒のグローバル化に対応した実践的な英語の力を育成するとともに、技術革新に伴う社会の変化を見据え、児童生徒のICTを活用した情報活用能力の育成に向け、ICT環境整備、教員のICT活用指導力の向上等を図ることが必要です。

#### 主要施策9 社会的自立に向けた勤労観・職業観の育成

小学校では地域の産業や「働く」ことをテーマとした学習・実践活動、中・高等学校では、地域産業界と連携した職場体験・インターンシップを実施する等、体系的にキャリア教育を推進しました。今後も、小・中・高等学校の発達段階に応じた系統的・体系的なキャリア教育を推進する必要があります。

### 基本方針Ⅴ 特別なニーズに対応した教育を推進する

#### 主要施策10 特別支援教育の充実

特別支援学校において、教員の専門性の向上を図り、個々の能力に応じた学習指導や進路支援を充実させるとともに、リーフレットを作成し、教育機関や県民等に対して「インクルーシブ教育システム」の周知を図りました。個別の指導計画や個別の支援計画の作成率を更に高めるとともに、学校間での円滑な引継ぎ、関係機関との共有を図ることなどにより、切れ目ない支援体制を構築していくことが必要です。

## 基本方針Ⅵ 魅力にあふれ、安心・元気な学校づくりを推進する

### 主要施策11 信頼される学校づくりの推進

教員のキャリアステージに応じて必要な資質・能力を示した山形県教員「指標」を策定しました。（平成30年1月）また、「学校における働き方改革の取組み手引」により、各学校の働き方改革の取組みを推進してきました。今後も、教員の資質向上と学校における働き方改革の取組みを一層推進する必要があります。

### 主要施策12 時代の進展に対応した学校づくりの推進

県内初の併設型中高一貫教育校である東桜学館中学校・高等学校を開校し、社会の変化に対応する資質・能力を育成する学校づくりに取り組んできました。人口減少が進む中、小規模校の在り方を含め、今後の学校の再編整備について、引き続き検討を進めるとともに、地域の状況も踏まえた整備計画を策定し実施していくことが必要です。

### 主要施策13 私立学校の振興

私立学校運営費を助成する一般補助金（全日制）の補助率の段階的引き上げ・維持を行うとともに、「子ども・子育て支援新制度」の施行を踏まえた制度移行が円滑に行われるための支援を行ってきました。今後も、園児数・生徒数の減少の動向を踏まえ、教育条件の維持向上に資する適切な支援を行う必要があります。

## 基本方針Ⅶ 郷土に誇りを持ち、地域とつながる心を育成する

### 主要施策14 郷土愛を育む教育の推進

平成27年度に副読本「郷土 Yamagata」を作成し、全中学校に配布するとともに、平成28年度からは郷土に関する学びや実践の成果を発信・共有する場として「郷土 Yamagata ふるさと探究コンテスト」を開催する等、児童生徒の郷土についての学びを促進してきました。今後は、学習指導要領の改訂に伴い教育課程に一層の工夫が求められる中、学校において郷土に関する教育を効果的に実施するための地域との連携方法の検討やカリキュラム・マネジメントの推進が必要です。

### 主要施策15 山形の宝の保存活用・継承

地域に残る有形・無形の文化財とともに、地域に伝わる伝統文化や民俗芸能を「山形の宝」として保存・活用・発信する活動を支援しました。登録された団体の中には、構成文化財である民俗芸能の演目を復活させたものもあります。また、本県では、これまでに「出羽三山『生まれかわりの旅』」や「山寺が支えた紅花文化」など4件の日本遺産が認定されました。今後も、本県が誇るユネスコ無形文化遺産、日本遺産、「山形の宝」などの文化財を、郷土に関する学びや地域の活性化に活用していくことが必要です。

## 基本方針Ⅷ 学校と家庭・地域が協働し支え合う仕組みを構築する

### 主要施策16 学校と家庭・地域との連携・協働の推進

地域学校協働活動を推進するとともに、地域学校協働本部の立ち上げを促進してきたことから、市町村の実情に応じた地域学校協働本部が設置され、活動が浸透してきまし

た。今後は、すべての公立学校において、学校・家庭・地域の連携・協働をより強化するための取組みが必要です。

#### **基本方針Ⅸ 活力あるコミュニティ形成に向け、地域の教育力を高める**

##### **主要施策 17 青少年の地域力発揮**

地域で活動する青年を実行委員とした「高校生地域活動セミナー」を開催するなど、高校生の地域活動への参加意欲の向上や若者が地域活動の主体として活躍できる環境づくりを促進してきました。今後も地域活動への参加者数の増加促進や地域で活躍する若者の取組みの周知等により、地域活性化の取組みを推進する必要があります。

##### **主要施策 18 地域の教育力を高める生涯学習環境の充実**

平成 30 年 3 月に「第 5 次山形県生涯学習振興計画」を策定し、機関機関と情報共有・事業連携を図り、ニーズに応じた学びの機会を提供しました。また、「山形県立図書館活性化基本計画」を策定し、計画に基づく大規模改修を行いました。今後は、新たな図書館における情報発信の強化及び多様な主体と連携した賑わい創出を行うことが必要です。

#### **基本方針Ⅹ 県民に元気と活力を与えるスポーツを推進する**

##### **主要施策 19 生涯スポーツの推進**

総合型地域スポーツクラブの創設と育成について支援し、県内全ての市町村に、総合型地域スポーツクラブが創設され、放課後子ども教室の活動と総合型地域スポーツクラブが連携した活動が行われました。今後は、持続可能な総合型地域スポーツクラブ運営のための課題解決への支援や放課後子ども教室と連携した活動の充実が必要です。

##### **主要施策 20 競技スポーツの推進**

平成 29 年夏の南東北インターハイを目指したジュニア層の育成強化や、2018 年平昌オリンピック・2020 年東京オリンピックで活躍できるトップアスリートの育成等、競技スポーツの振興を図りました。南東北インターハイでは、歴代 2 位となる入賞数 60 という成績を収めました。今後も、本県選手の競技力向上を図るとともに、地方創生につなげる観点からも、本県出身のアスリートの県内回帰・定着を促進する必要があります。

## 第1章 昨今の教育を取り巻く状況

### 1 社会の状況の変化

#### (1) 人口減少と少子高齢化の進行及び地域活力の維持・向上への対応

全国的に進む少子高齢化を伴う人口減少は、本県においても大きな課題となっています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」によれば、2015年（平成27年）の本県の人口は約112万人でしたが、2019年（令和元年）は、約107万人、2045年には、約77万人になると推計されています。そのうち、0～14歳までの人口は7万人で、構成比としては、県人口の1割にも満たない割合となる一方で、65歳以上の人口は33万人となり、構成比として2015年の33.9%から43.0%に増えることが予想されています。児童生徒数の減少に伴い学校数も減少しており、小学校数は、2015年の268校から2019年に248校となり、中学校は、2015年の103校から2019年は98校となっています。

このような人口減少や少子高齢化の進行により、地域コミュニティの衰退、産業構造の変化、文化継承・保存の危機等が懸念されます。地域活力の維持・向上を図るため、各自治体による地方創生の取組みの一層の推進が求められています。

#### (2) 技術革新とグローバル化の進展

2030年頃には、第4次産業革命といわれるIoTやAI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていくSociety5.0<sup>3</sup>の到来が予想されています。このような技術革新の進展により、今後10～20年後には、日本の労働人口の相当規模が技術的にはAIやロボット等に代替できる可能性が指摘される一方で、これまでになかった仕事が新たに生まれることが考えられます。このように社会の変化は加速し、複雑で予測困難となってきており、しかも、こうした変化が、どのような職業や人生を選択するかに関わらず、全ての人の生き方に影響するものとなっていると指摘されています。

また、情報技術の飛躍的な進化を背景として、経済や文化などの社会のあらゆる分野でのつながりが国境や地域を越えて活性化し、多様な人々や地域同士のつながりはますます緊密さを増しています。グローバル化が加速し、人・モノ・情報等が国境を越えて行き交う状況は、本県においても同様であり、本県の外国人人口は、平成27年は6052人でしたが、平成30年は7258人となり、増加傾向にあることもその一端と言えます。

このような技術革新とグローバル化の進展の中で、就労形態や国際環境の変化を注視し、対応していくことが求められています。

#### (3) 価値観の多様化

内閣府の調査によると、「豊かさ」について、「物の豊かさ」よりも「心の豊かさやゆとりのある生活」を重視する傾向が続いています。近年は、首都圏等の都市住民における「田園回帰志向」の高まりや、消費行動に関して「モノ消費」から「コト消費」への流れがみられるなど、多様な豊かさに対する国民の関心が一層高まっています。平成25年に障害者差別解消法が制定され、障がいや理由とする差別の解消を推進する取組みが行われてきました。全ての国民が、

<sup>3</sup> Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）工業社会（Society 3.0）情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。（内閣府ホームページ）

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。また、高齢者や女性などの潜在的労働力の活用、兼業・副業など、多様な働き方や働き手を前提とした就労環境へと変化が見られます。このように、人々の価値観の多様化が進展しています。

## 2 国の教育施策の動向

### (1) 学習指導要領の改訂

6教振策定後に改訂された学習指導要領においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けることを重視しています。そのため、育成を目指す資質・能力を、①「何を理解しているか・何ができるようになるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」②「理解していること、できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力」・人間性等の涵養）」の三つの柱で整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図っています。

### (2) 第3期教育振興基本計画

第3期教育振興基本計画（対象期間：2018～2022年度）では、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来に向け、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を今後の教育施策の中心課題に据えて取り組む必要があるとの考え方が示されました。その考え方の下、国の第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方が示されました。

## 3 これからの社会においてより必要となる力

社会の状況の変化や国の教育施策の動向を踏まえ、これから社会においてより必要となる力を以下のように考えます。

- 自己の存在と同時に他者の存在や価値観を尊重することや、多面的・多角的なものの方・考え方ができることが更に重要となり、多様な価値観、それぞれの個性や違いを理解し、互いの生き方や人格を尊重する力が必要です。
- コミュニケーション能力や主体性・積極性を身に付けた人材の育成が重要となり、多様な他者と協働しながら、主体的に判断し、新たな価値を生み出す力が必要です。
- 個人が直接世界とつながり、かつ、急速に変化する社会状況の中でも、自己の考えを持ち、直面する課題に主体的に向き合うことが重要となり、グローバル化の進展や急速な技術革新等、様々な変化に柔軟に対応し、未来を切り拓く力が必要です。
- 地域において、グローバルな視点を持ちながらも、地域社会に目を向け、働きかける人材の育成が求められており、郷土を愛し、地域の課題を発見し解決するなど、地域社会の創造・発展に貢献する力が必要です。

## 第2章 6教振（後期計画）について

### 1 6教振（後期計画）の基本目標と目指す人間像

#### (1) 基本目標

6教振の基本目標については、6教振策定後の様々な社会の変化等を踏まえても、「人間力」という総合的な力の育成や、「山形の未来をひらく」という地域の未来を切り拓いていく人材の育成の重要性は変わらないと考えられます。また、人間形成の基盤や基本的な生き方を大切にしたい教育の考え方は、4教振の「感性の教育」及び5教振の「いのちの教育」の理念も継承する「山形らしい教育」と言えます。これらのことから、6教振（後期計画）において、引き続き、この基本目標を掲げます。

人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり

#### (2) 目指す人間像

6教振策定後の社会の状況や国の教育施策の動向を踏まえ、基本目標を具現化した「目指す人間像」を以下のとおりとします。

#### 「いのち」をつなぐ人

5教振では、自らの生命が輝くような生き方をし、同時に他者の生命と生き方も尊重する人間を育成することを目標の中核に据えて取り組んできました。6教振においても、5教振の「いのちの教育」の考え方を引き継ぎ、「『いのち』をつなぐ人」を目指す人間像の一つとして掲げ、「自分の存在や生き方を大切にし、同時に他者の生命や生き方を尊重する人」「先人から自分への受け継がれてきた生命の縦糸を次の世代につないでいく人」の育成に取り組んできました。本県においては、全国学力・学習状況調査による「自分にはよいところがあると思う」児童生徒の割合は増加しており、自尊感情・自己肯定感をもつ児童生徒が増えていると考えられます。自分の存在や生き方を大切にし、同時に他者の生命や生き方を尊重する人の育成に取り組んできた成果とも考えられます。引き続き、一人ひとりの子どもの自尊感情・自己肯定感を育むことが重要です。

一方、6教振策定後の社会の状況を見ると、SNS等のコミュニケーションツールの変化が激しく、子どもたちの関わりにも大きく影響しています。他者と容易につながることができる状況において、安易に他者を傷つける言葉を発信してしまう事例も見られます。他者と容易につながることができるからこそ、他者の立場や考えを理解し、よりよい人間関係を構築していくことが一層求められます。自尊感情・自己肯定感、自分のよさや成長を、他者から認められ尊重されることで育まれることも多く、多様性や個性、違い等を受け止めることができる人の育成が大切です。また、自分の個性を受け止めることや成長を自覚することが、自尊感情・自己肯定感を育むことにもつながります。そのために、多様な価値観、それぞれの個性や違いを理解し、互いの生き方や人格を尊重する力が必要です。そこで、目指す人間像の「『いのち』をつなぐ人」

ち』をつなぐ人」の意味としては、これまでの考えを引き継ぎつつ、6教振（後期計画）では、「多様性」や「個性」を尊重する意味をより強めます。

### 「『いのち』をつなぐ人」

**自分の存在や生き方を大切にしながら、多様性や個性を受け止め、他者の生命や生き方を尊重する人。先人から自分へと受け継がれてきた生命を、次の世代につないでいく人。**

## 学びを生かす人

これまでは「学び続ける人」として、変化が激しい社会で生きぬいていくために、「学び続けることを通して、自ら考え、主体的に判断する力と、変化や困難に直面しても柔軟かつ的確に対応できる強さを身に付けた人」の育成を目指してきました。6教振策定時においても、教育を取り巻く社会の変化として、少子高齢化を伴う人口減少、地域コミュニティ機能の弱体化、ICTの進歩や経済のグローバル化の進展などが予想されていました。現在においては、これまで以上の技術革新やグローバル化の進展、人口構造の変化や女性・高齢者等の活躍の進展、雇用環境の変化が予想され、社会の変化は、一層加速することが考えられます。このような状況の中、学習指導要領及び国の第3期教育振興基本計画においては、育成を目指す資質・能力を、①「何を理解しているか・何ができるようになるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」②「理解していること、できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の三つの柱で整理し、自ら目的を考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となることを重視しています。これらの状況を踏まえると、これまでも本県において重視してきた「学び続ける」ということを通して、多様な他者と協働しながら、主体的に判断し、新たな価値を生み出す力、グローバル化の進展や急速な技術革新などの様々な変化に柔軟に対応し、未来を切り拓く力を育成することが重要であり、更には、価値の創造や社会や人生に学びを生かすことがこれまで以上に必要となります。そこで、目指す人間像を「学びを生かす人」として取り組みます。

### 「学びを生かす人」

**学びを重ねることを通して、知徳体を磨き、自ら考え、主体的に判断し、変化や困難に直面しても柔軟かつ的確に対応できる人。多様な他者と協働しながら新たな価値を生み出し、学びを人生や社会に生かす人。**



## 地域をつくる人

6教振では、「地域とつながる人」として、「地域コミュニティの一員として、地域に積極的に参画し続け、地域の未来を切り拓いていく人」「ふるさとを愛し、様々な形で地域とつながり続ける人」の育成を目指してきました。都市部では地域住民のつながりの希薄化により地域活動の停滞が指摘され、農村部では人口流出や高齢化の進展により地域の存立自体が危惧され、地域の維持・発展に貢献する人材の育成が求められました。現在においては、一部に地方回帰の動きがみられるものの、東京圏への人口の一極集中は依然として継続しています。本県では、全国より早く、1997年に出生数が死亡数を下回る人口の自然減少の状態となり、直近の2018年には、8千人を超える自然減少となるなど、その減少幅は拡大しています。高齢化や生産年齢人口の減少についても全国より早く進んでおり、我が国全体の状況よりも10年程度先んじた状態で少子高齢化が進行しています。人口減少は、労働力不足やそれに伴う生産活動の低下をもたらす可能性があり、将来にわたって県民生活全般に影響を及ぼします。人口減少問題に向き合い、持続的に発展する活力ある地域を形成していくためには、子どもたちのふるさとへの愛着と誇りや地域の課題を発見・解決する力等を養い、本県の持続的な発展を担う未来の人材を育成するとともに、誰もが活躍できる社会を形成し、地域の活力を高めていく必要があります。また、現在においては、「関係人口」<sup>4</sup>のような関わりの形態も生まれています。多様な人材を地域に受け入れ、協働しながらコミュニティの形成や地域活性化に向けた取組みを行い、よりよい地域社会の創り手となる人材を育成・確保することが重要となります。「地域とつながる」ためのこれまでの取組みを通して培った関係性を発展させ、よりよい地域社会の創り手の育成のために、目指す人間像を「地域をつくる人」として取り組みます。

### 「地域をつくる人」

**郷土を愛し、地域とつながり続ける人。地域コミュニティの一員として、あるいは、地域と継続的かつ多様な形で関わり、地域のよさや課題を主体的に捉え、地域の人と協働することを通して、地域の未来をつくる人。**

<sup>4</sup> 「関係人口」：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。（総務省 関係人口ポータルサイト）

## 2 6教振（後期計画）の概要

**6教振策定後の教育を取り巻く状況等**

**<社会の現状>**

**1 人口減少・少子高齢化の進行**

- 本県の人口の減少      ○ 児童生徒の減少、学校の減少の加速
- 高齢化の進行          ○ 地域コミュニティの弱体化

**2 技術革新とグローバル化の進展**

- 技術革新による「Society5.0」の到来
- AIの進歩により仕事に変化する可能性の指摘      ○ 外国人人口の増加

**3 価値観の多様化**

- 内閣府による「幸福度指標試案」など、経済指標だけでない指標での豊かさへの評価の高まり
- 障害者差別解消法制定等による共生社会の認識の高まり
- 高齢者や女性などの潜在的労働力の活用、兼業・副業など、多様な働き方や働き手を前提とした就労環境の変化

**<国の動き>**

学習指導要領の改訂や第3期教育振興基本計画の策定等により、新しい時代に必要な育成すべき資質・能力及び目指すべき個人の姿を提示

- ◆ 資質・能力を「生きて働く『知識・技能』の習得」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」の三つの柱で整理（学習指導要領の改訂）
- ◆ 主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成（第3期教育振興基本計画の個人の目指すべき姿）

**<これからの社会においてより必要となる力>**

- ・多様な価値観、それぞれの個性や違いを理解し、互いの生き方や人格を尊重する力
- ・多様な他者と協働しながら、主体的に判断し、新たな価値を生み出す力
- ・グローバル化の進展や急速な技術革新等、様々な変化に柔軟に対応し、未来を切り拓く力
- ・郷土を愛し、地域の課題を発見し解決するなど、地域社会の創造・発展に貢献する力

**《基本目標》 人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり**

知徳体がバランスよく調和し、自立した一人の人間として社会の発展に貢献する総合的な力である「人間力」を磨き、山形県の持続的発展のため、生まれ育った郷土を愛し、地域で活躍し、未来を切り拓いていく人材の育成

**<テーマ> つなぐ ～いのち、学び、地域～**



（計画期間：令和2年度～令和6年度）

## 基本目標を実現するための施策の体系

